

奈良県告示第九十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設設置の許可申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあつた特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県水環境・森林・景観環境部環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び五條市産業環境部生活環境課（五條市本町一丁目一番一号）において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地
株式会社 十川ゴム奈良工場
代表取締役社長 十川 利男
五條市三在町一〇三〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社 十川ゴム奈良工場
五條市三在町一〇三〇番地
- 三 特定施設の構造に関する事項

特定施設の能力	特定施設の種類
内容積 二二・五 ³ m 最高使用圧力（〇・六九MPa）	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十一号の二に掲げる自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設一基

特定施設の工事着手予定年月日	令和二年七月
特定施設の工事完成予定年月日	令和二年八月
特定施設の使用開始予定年月日	設置完了後直ちに

四 特定施設の使用方法に関する事項

施設 状態	かの 状態	ら通	排 常	出の	さ 値	れ及 るび	汚最	水大	等の 値	季節的変動の概要（使用に季節的変動がある場合）	特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間
	窒素含有量（単位 mg／ℓ）	浮遊物質（SS）（単位 mg／ℓ）	化学的酸素要求量（COD）（単位 mg／ℓ）	生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg／ℓ）	水素イオン濃度（水素指数）	項目	通常	最大		なし	七時から十七時まで 一時間／日
	八・七	一一	四・六	一〇	六・六						
	六〇	一一	四・六	一〇	六・六						

特定施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量（単位 m ³ ）	特汚 定染	
	りん含有量（単位 mg／ℓ）	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量（鉱油類含有量）（単位 mg ／ℓ）
一・八	〇・八七	二・六
二・四	八	二・六

五 汚水等の処理方法に関する事項

処理施設の種類		処理施設の構造		処理施設的能力		汚水等の処理方法		処理施設の工事着手予定年月日	
る。 ）	油水分離槽及び浄化槽（以下「A施設」及び「B施設」とする。）	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設
		鉄筋コンクリート	RCユニット	一〇〇m ³ ／日	六〇m ³ ／日	油水分離（自然沈下）	接触ばっ気方式	既設	既設

の						処理施設の工事完 成予定年月日		処理施設の使用開 始年月日		処理施設の使用時 間間隔及び一日当 たりの使用時間		季節的変動の概要 (使用に季節的変 動がある場合)	
生物化学的 酸素要求量 (BOD)		水素イオン 濃度(水素 指数)		項 目		B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設
一九	一九	八・三	七・一	通常	処 理 前	なし	なし	〇時から二十四時まで 二十四時間／日	〇時から二十四時まで 二十四時間／日	平成七年七月	昭和五十四年三月	既設	既設
四二	四二	八・五	八・五	最大									
九・八	一五	七・一	七・〇	通常	処 理 後								
二五	二五	八・三	八・三	最大									

[illegible]

汚 状 態									
項目	水素イオン濃度（水素指数）		生物化学的酸素要求量（BOD）（単位 mg／ℓ）		化学的酸素要求量（COD）（単位 mg／ℓ）		浮遊物質（SS）（単位 mg／ℓ）		
	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	
通常	七・六	七・五	七・〇	二・九	一一	一八	一四	五	
	八・〇	八・〇	二四	二五	三〇	三〇	九〇	九〇	
最大									

六 排水水の汚濁状態及び量

汚水等の処理施設 処理後の汚水等の 一日当たりの通常 の量及び最大の量 （単位 m ³ ）	
A施設	B施設
八三	五五
一〇〇	六〇
八三	五五
一〇〇	六〇

排出水の量（単位 $\text{m}^3/\text{日}$ ）		排出水の汚									
		鉛及びその化合物（単位 mg/ℓ ）		りん含有量（単位 mg/ℓ ）		窒素含有量（単位 mg/ℓ ）		大腸菌群数（単位 $\text{cm}^3/\text{個}$ ）		ノルマルヘキサンの抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 mg/ℓ ）	
B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設	B施設	A施設
五五	八三	〇・〇〇三	〇・〇〇六	三・〇	一・一	四七	八・七	二、〇〇〇	一、九〇〇	不検出	不検出
六〇	一〇〇	〇・〇〇四	〇・〇三	七・一	三・二	五七	二七	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五	五